

翹  
楚  
篇

上



翹楚篇序

太 華 翁之翹楚篇者

餐 霞 館之起 居 注也曹劇曰君举

必書書而不レ法後 嗣何觀人 君之

言 動書以為レ則者三代之遺直也

夫經国之業為レ可レ法為レ可レ繼者君

之分也君有レ善不二 朽之後 世一者臣

之職也文、思恭、儉如二

老、侯、一而無三載レ之而遺二後、嗣子、孫一者

誰辜乎翁少、壯而好レ古厚レ学嘗為二

中庶子一拾二其遺一補二其闕一者有レ年熟二

其起、居一者誰如レ翁乎翁之此挙也

可レ謂レ不レ畔矣簡也庸愚謬豪二

老侯殊、遇一又為レ翁所レ推以忘年之

交一及<sup>テ</sup>レ命<sup>スルニ</sup>ニ一叙<sup>ヲ</sup>一寧<sup>ロシヤ</sup>可<sup>ニ</sup>以<sup>レ</sup>媿<sup>ス</sup>辞<sup>ス</sup>一乎寧<sup>シヤ</sup>可<sup>ニ</sup>

以<sup>レ</sup>媿<sup>ス</sup>辞<sup>ス</sup>一乎

寬一政<sup>ス</sup>庚一戌<sup>ス</sup>孟一秋

本藩提<sup>ル</sup>一学<sup>ス</sup>神一保簡<sup>ル</sup>拜<sup>ニ</sup>一書<sup>ス</sup>於興<sup>ス</sup>一讓<sup>ス</sup>一館<sup>ニ</sup>一



翹楚篇叙

自<sub>二</sub>古之法<sub>一</sub>、言法、行<sub>一</sub>凡人、君之旦<sub>一</sub>夕

誦<sub>一</sub>、習<sub>二</sub>可<sub>一</sub>以<sub>二</sub>鑑<sub>一</sub>、戒<sub>一</sub>者載<sub>一</sub>、籍<sub>二</sub>歸<sub>一</sub>、然<sub>二</sub>々<sub>一</sub>至<sub>三</sub>

其義融<sub>一</sub>、通<sub>二</sub>施<sub>一</sub>之行事<sub>一</sub>、則期<sub>二</sub>之老<sub>一</sub>、成<sub>一</sub>

豈得<sub>三</sub>遽望<sub>二</sub>之少<sub>一</sub>、主幼<sub>一</sub>、君<sub>一</sub>哉且人恒<sub>二</sub>

踈<sub>二</sub>乎遠<sub>一</sub>而密<sub>二</sub>乎近<sub>一</sub>、其近<sub>二</sub>而密<sub>一</sub>者誰

如<sub>二</sub>父<sub>一</sub>、兄師<sub>一</sub>、友<sub>一</sub>也源<sub>一</sub>、士<sub>一</sub>、雲<sub>二</sub>条<sub>一</sub>、記<sub>一</sub>

鷹 一 山老 一 侯為<sub>ル</sub>レ 君之德<sub>ヲ</sub> 一 以進<sub>ム</sub>ニ之<sub>ヲ</sub>

世 一 子<sub>ニ</sub> 一 其意欲<sub>ス</sub>下 不必求<sub>メ</sub>ニ之<sub>ヲ</sub> 遠<sub>キニ</sub> 一 而近模 一

放 中 之 目 一 前

祖 一 侯之所<sub>ロニ</sub>上<sub>レ</sub> 為也 先有<sub>ニ</sub> 焉 度篇 一 以献<sub>ス</sub>ニ

于

公 一 尋作<sub>テ</sub>ニ政<sub>リ</sub> 一 語 一 以献<sub>ス</sub>ニ于

世 子<sub>ニ</sub> 一 今又進<sub>ム</sub>ニ 此書<sub>ヲ</sub> 一 士雲之於<sub>ル</sub>レ 忠蓋<sub>シ</sub>



其性之自然矣初余當下

老侯之為二世子一時上承之賓師之次一

以故自其襲封為君至遜位當兔

裘一親仰二其仁一明一二十有余年既而

余就二仕于本一國一然亦間一年樞二承于

今侯于東都之邸一者猶シニ

老侯在位之時一焉故每聞三其所二言一

行<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>日益多矣<sup>シ</sup>况<sup>ヤ</sup>親<sup>一</sup>信<sup>ニ</sup>左<sup>一</sup>右<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>下<sup>ニ</sup>夙<sup>一</sup>夜<sup>一</sup>

之<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>者<sup>上</sup>乎<sup>ニ</sup>士<sup>一</sup>雲<sup>ニ</sup>名<sup>一</sup>以<sup>ニ</sup>翹<sup>ヲ</sup>楚<sup>一</sup>亦<sup>タ</sup>刈<sup>ル</sup>其<sup>ニ</sup>十<sup>一</sup>

一<sup>ヲ</sup>之<sup>一</sup>謂<sup>ニ</sup>耳<sup>一</sup>余<sup>シ</sup>嘗<sup>テ</sup>窃<sup>ニ</sup>欲<sup>ス</sup>有<sup>ン</sup>此<sup>ノ</sup>篇<sup>一</sup>而<sup>ト</sup>非<sup>ス</sup>下<sup>一</sup>

外<sup>ニ</sup>臣<sup>一</sup>之<sup>ニ</sup>所<sup>上</sup>レ可<sup>キ</sup>敢<sup>テ</sup>為<sup>ス</sup>一也<sup>一</sup>今<sup>ル</sup>見<sup>ニ</sup>士<sup>一</sup>雲<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>所<sup>一</sup>

レ録<sup>スル</sup>實<sup>ヘリ</sup>適<sup>ニ</sup>我<sup>カ</sup>願<sup>ニ</sup>一為<sup>ニ</sup>題<sup>シテ</sup>其<sup>ニ</sup>首<sup>一</sup>以<sup>テ</sup>還<sup>ス</sup>レ之<sup>一</sup>

尾<sup>一</sup>張<sup>ニ</sup>国<sup>一</sup>校<sup>ニ</sup>督<sup>一</sup>学<sup>ニ</sup>細<sup>一</sup>井<sup>ニ</sup>徳<sup>一</sup>民<sup>ニ</sup>撰<sup>一</sup>

翹楚篇序

臣 鵬 嘗 刈ニ 一 楚ス

不 一 識 一 公 以 一 下 世 一 々

先 一 公 之 嘉 一 言 善 一 行ヲ 一 名 曰ニ 翹 一 楚ト 一 然 奕

世ノ 之 久 行 事 之 多 未レ 能レ 畢ニ 其 業 今 一

年

世 一 子 出 就テ 一 外 一 舍ニ 一

老公謹<sup>ミ</sup>ニ庭<sup>ヲ</sup>、訓<sup>ヲ</sup>一誠<sup>メ</sup>ニ牆<sup>ヲ</sup>、面<sup>ヲ</sup>一師傅保<sup>シ</sup>以<sup>シ</sup>ニ其<sup>ノ</sup>

任<sup>ヲ</sup>一左<sup>ニ</sup>、右前<sup>ニ</sup>三、後<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>一書<sup>ヲ</sup>、過<sup>シ</sup>徹<sup>ヲ</sup>、膳進<sup>ヲ</sup>、善敢<sup>ヲ</sup>、

諫<sup>シ</sup>無<sup>シ</sup>三、一不<sup>モ</sup>ニレ備<sup>ラ</sup>一可<sup>シ</sup>レ謂<sup>レ</sup>レ<sup>シ</sup>尽<sup>スト</sup>矣蓋<sup>シ</sup>子<sup>シ</sup>之於<sup>ル</sup>

レ父<sup>ニ</sup>無<sup>シ</sup>レ不<sup>ル</sup>レ謂<sup>ハ</sup>ニ吾<sup>カ</sup>父<sup>ヲ</sup>、仁<sup>ナリト</sup>一無<sup>ルハ</sup>不<sup>レ</sup>謂<sup>ニ</sup>吾<sup>カ</sup>父<sup>ヲ</sup>、智<sup>ナリト</sup>一

况<sup>ヤ</sup>

老公之仁<sup>ニシテ</sup>、智而

世子之孝<sup>ナルヲヤ</sup>、順<sup>ニ</sup>乎<sup>ニ</sup>伝<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>孝者善<sup>キ</sup>ニ繼<sup>リ</sup>人<sup>ノ</sup>

之志ヲ一善述ク二人之事ヲ一者也当テ此時ニ一

老公之言ヲ一行常置ニ諸書ヲ一案ニ一則於其ノ

助クルニ繼ト与ヲ一レ述ラス不レ無ンハニ小補一是所レ下一以別ナリニ一録

其言ノ一行ヲ一献スル中之机ヲ右ニ上也明君之言ヲ一行

無シニ言トシテ不ル一レ嘉無ナラシニ行トシテ不ル一レ善何止数ナラソ一十一条

若キハニ夫遺漏レ一尋將テスレ録ント焉

寛一政元一十年十一月

致  
仕  
臣  
源  
鵬  
謹<sub>テ</sub>  
序<sub>ス</sub>

翹楚篇

致仕臣太華源鵬謹撰

治憲公

始ハ勝興と称奉り、諱の字を賜て治憲と称奉つる、御童名を御実家に在らせられし時ハ

松三郎と称奉り、御家に入らせられて直松と称奉り

又直丸と称玉ひ、御元服あつて弾正大弼と称奉、隠居し

玉ひて越前守と改玉ひしなり、又文学の御風雅とて御

学問所を稽古堂と称し、御居間を白鶴台と称し、又

来章閣と称し、御号を鷹山と称し、御園を紫霞園と

名付けられ、隠居まし、城南三御丸に住居し玉へハ御

号を南亭と称し、又餐霞館と称せられし、御筆を

染られしものに此等の御称号を記し玉へハ爰に書付置はへる、

○公実 八秋月長門守種美

初の名  
佐渡守

の第二男にて

ましませしを、大炊頭重定公

隠居ましくてハ  
大殿様と称し奉り

しなり、御嫡男を若殿と唱るに對すれハ、なへてハ当主を  
大殿と称るか常の事なから、御家にてハ当主を称し奉りて  
屋形様と申上奉るより、隠居ましませるを大殿と称し  
奉る事なり、されハ繼て隠居ましまして隠君二人まませハ

治憲公を称し奉りて中殿とハ申上奉る事なり、  
篇中大殿と稱し奉るあれハ爰にことわり置はへる、

養て世

子に立て賜ひしかハ、宝曆十年桜田御屋敷

世子御殿へ引移ましく、明和四年重定公

隠居ましくて、此君御年十七にて立て御

家をつきたまひしなり、御在位十九年御歳



三十五にして天明五年隠居し玉ひ、万寿無

疆と三丸御殿に住せたまひしなり、

○公の世子にてましませし時、或日馬場へ出て責

馬の御なくさみあり時に、御手明組交替のもの桜

田御屋鋪に着日なり、其内何といへるものにや、今年

始て江戸へ出たるものなり、事々不案内にて馬場

を通り御馬見所近く行つめけれ八人々叱して

退けぬ、元より不案内のものなれハ驚あわてゝ

御馬見処向諸士小屋の垣の内に入れて身をかく

せり、斯して久しく待けれとも御責馬の

やまされハ、何かハたまるへき、やむ事なくして

垣のかけにて小便せり、侍衛の諸士おのくみつ

けて此事を訟んことを議す、此事公の御耳に

達しけるにや、諸士をかへりミ見玉ひて、の玉ひし、

責馬をみて居しゆえ小へんするものをハみる暇

もなかりしそくとのおたまひしほとに、議する

人々其名をもきかすしてやミぬ、

○世子にてまします時、侍臣某精進の朝餉

を供しまひらするに、椀の中芋の子に魚の鱗一片

つひてあり、進めて後見付るといへとも、せん所を

知らず、公竊に知しめし芋を覆して鱗を

かくし玉ひし、

○世子にてまします時、侍臣某潔斎の日にあ

つてあやまつて悪火をすゝめまひらする側に

侍るもの悪火のよしを告、且進るものゝ不敬を責  
たりしに、公きこしめして、此炭もとはいかなる  
家いかなる火をもてか製なせるとのたまひて  
敢て不敬を咎めたまはず、

○世子にてましませし時、国民の困窮をきこし  
めし歎かせたまひ、やかて世を継たまひし時も、  
やはり此まゝならハ貧民の一助にも成なんかと  
のたまはせしか、世を継たまひしにも果して其御

言葉のことく御部屋住御仕切料のまゝ纒

式百九両一分何程にて御手元の御服食ハ足

らせたまひし、

○公立て家督したまひし時の事なり、御蔵元の逼

迫せしハ実も尤のことなり、其むかし越州を領し

たまひしころハ其御高も知られぬほとなりしを、

百二十万石にて会津に移らせ玉ひ、又三十万石に

減して米沢に移たまひ、夫か上に半を減して

十五万石を知しめしたれハ、君ハ元より大國の  
君、臣ハおのゝ大家の末なれハ君臣ともに

むかしをしたふ人情より、其礼其格も分に

越たり、尤俸禄こそ其時々減たれ、大小の諸士

凡五千家に近く、其俸禄を通計せハ十一二万

石にも至ぬへし、只夫のミか治平の久しきに其

格其式のみ次第く大きく成来りしまに、

数十百万の蓄を添てつかひ来りしより、其年

の貢もて其年の用に足るへくもあらず、出入豪

家のものに御手を下られ利金息錢を費して

過し来りたまひしより、御国政も御心にまか

せられぬことにハなりぬ、尚も漸々の衰あらハ

適百姓の難儀、御家の危急にも至らせ玉ふ

へきを、此こと明に知しめせしより、御家督の

はしめなから御膳ハ一汁一菜を供さしめ、御

服ハ木綿めさせられ、是を目当の儉約をと

仰出されしなり、凡の人情始あらさる事なく

能終あることすくなきならひなるに、御在位

十九年今既隠居ましくてさへ其儉を守ら

せ玉ひて、御膳ハ一菜に限り、御服ハ御下めし

まてに木綿をめさせられしなり、

○公学問を好たまひ、平洲先生、

姓ハ紀、名ハ徳民、字  
を世馨と云、平洲と

号し、俗名を細井甚三郎と云、当時尾張の  
処士として江戸に住し、今挙げられて尾州家の儒臣たり、

鶴台先生、

姓ハ瀧、名ハ長愷、字ハ弥八、鶴台と号し、俗名を

太室先生、

瀧弥八と云、毛利家の儒臣たり、



姓ハ渋井、名ハ孝徳、字ハ子章、太室と号し、俗名を  
渋井平左衛門と云、堀田家の儒臣たるか後挙られて参政たり、

大湫

先生

姓ハ南宮、名ハ岳、字ハ喬卿、大湫と号し、俗名を  
南宮弥六郎と云、尾張の処士として江戸に任せし人なり、

を請して常に師事し玉ひ、又諸臣の中にも切

嗟のためにハ友事したまへるもありしなり、

○平洲先生を請して経書の講釈を聞たまひ、

兼て御家老御用人より外様勤仕の諸士までに

侍聴せしめたまふ、或日大学の講釈聞玉ひし時

の事なり、其日しかくの事ありて朝はやく

起たまひたるより頻りに御睡を催されし事

あり、進て先生へのたまひし御言葉に、今朝は

やく起たるより頻にねふりを催して聖言を聞の

礼を失せり、此罪何をもてか補侍らむとのた

まひしかハ、侍聴の群臣おのゝ驚感しあへるなり、

○於琴の御方

式部勝延君の三女にてましませハ御部屋と称  
しまひらすへき御方ならねと、深窓にむな

しくましますをもて年寄衆御進め申媒し奉り、御年十ちか

ひのめまさりにてましますを、正室の江戸にいませしをもて、御

部屋と下しまひらせて  
御奥へハ入らせたまひし、

御部屋と称して公の御奥に入

興したまふ、其御もふけとて御奥殿の経営あ

り、此年早して作毛のいかゝあらんといひあへる

ほとなり、公聞しめし、百姓大旱を苦しミ諸山の

寺院雩祭其法を尽といへともいまたしるし

あらず、此日に当て何そ奥向の普請をかせんと

のたまひて、いまた半ならさるに奥御殿の普

請をやめたまひし、

○公初て入部ましませし年より、民の辛苦を

知しめさんため、又ハ旱つゝき雨つゝきに田畠

御覧のために、鉄砲もたせ鳥打御野遊の

御唱にて度々野間に出て耕作の辛苦をみ

たまひ、或ハ民家にやすらひ何かれ御物語など

したまひて通らせたまひしハ常のことなり、安永

六年九月十九日のことなり、御城の北門へ老たる嫗

来りて御台所へ通ると云、故を問へハ、約束し

まひらせし刈あけ餅

かりあけもちとハ農家にて  
稲を刈仕廻たる祝とて、九月十

九日に戸ことに餅  
つきてくろうをいふ、  
を献すると云、去されハ御門く滞

なく通り御台所へ出て福田餅

かりあけもちをま  
ろめたるもの名つけ

てふくて餅といふ、福田の  
略語にて祝たる名なり、  
一苞に大豆粉一包を添て出しぬ、

故を問へハ、御門くにて答ししかくのことし、

各あやしくおもひなから其よし言上に及けれハ、

扱ハ殊勝のことなり、疾披露せよとの御意にて

御取上あり、飯酒の御手当より金子なとたま

はり、厚く謝して帰したまひしなり、其故を

推尋るに、御野間の時夕つかたの事なり、老たる

嫗かいそかしく稲取仕廻居たるを御覽し、御家

中諸士のふりして、御みつから持運取仕廻手

伝はせたまひて、此稲ハ何米なりと問せ給しに、

糯米と答奉りしより、斯手伝たれハさそかり

あけ餅をハくれるにこそと、戯れのたまひしこと

のありしを、公と知まひらせしなるへし、此外彼

村の老嫗かみつから績て娘に織らせ姫におらせ

たるといひて布を献し、此所の老婆かミつから

糸とりみつから織なせる木綿なんとして代官所へ

出して献たるハ、其数挙て記にいとまあらず、

老婆の誠とて毎度召料にも仰付られ、また

老にあやからせ玉へとて御父重定公へ献し

玉ひしもありしなり、

○御年若にましましなから、老人を寵せら

れしハ、齡を尊ひ玉ふの浅からず、ふりにし

事なと尋問ひ玉はんためなるへし、いつも

御在国の時ハ近習外様の差別なく、とし

寄て其人からも相応なる、又は何そに勝れたる

など聞ゆる老人をハ、御夜咄としてめさせられ、

口にかなへる御夜食の御もふけより、菓子酒

などの御もてなしありて話させ玉ひし、

○安永六年十二月廿三日のことなり、関口東領か

袞、歳暮の和歌を御覧し感ましまして、



綿子といふものにしてきよとて綿二把をたはせ

たまひし、其二首、

夜を寒み、ねられぬまゝに引かつき、しはしふすまの

夢たにもみす

おしむへき月日なからも老かみハ、年の寒さて

春そいそかる

○九十以上の老人御手当の事、安永六年の事なり、

諸士ハ御城に召され、百姓町人ハ代官所へめされ、その

処に御成あつて逢せられしなり、御城へ召されし

分ハ御仲之間口まで駕籠めされ、御座の間へ

めして逢はせられ、公と御父重定公ハ御二の

間に列座ましく、老人ともハ御四の間までめさ

れ、御小姓頭御取合あり、御懇の御意下り、猶御三

の間へ下らせ玉ひ、何かれ御親しき御尋問あり、

公より時服たまはり、重定公より金子たまはり、

其御席にて御料理玉はり、此時ものそませた

まひ、御労りの御意御懇なり、御前といへとも其

取扱の常にかはらぬ様にとの御労りにて、子々共

の内附添はせへきよし、御料理拝服の給仕も

子々共にさすへしとの御事にて、或子、或孫、或娘、

或姫、おのくゝ二三人つゝ附副せて、常のことく給

仕し事へしめ玉へり、斯りしかは、此席に侍りて親

しく見し人はいふにや及へき、聞ける人々にも老をハ

安んすへけれ、父母にハ能事ゆへけれと、既往を悔ミ

未来を勤る心発らぬハあらず、されハ、公さへ悔ま

せたまひし、彼子々ともか給仕し事ゆるありさまの

しほらしく誠なる実も老を養ん、子々共ハス

こそあらめ、実も父母につかへん事彼等かことく

あるへけれ、けふかの子々ともか事ゆるありさまをみ

すハ、大名ハ斯るものとあんして、終不孝にハ

過すへき、只恨らくハ御殿へたゝりて朝夕馴そへ

つかえまひらせぬ事の残念、せめてハス招請しま

いらせし時はかりもみつから給仕しつかえまひ

らすへしと、幾度厚く辞し給ふを、強て願はせ

たまひて、けふをはしめに御ミつから給仕し御

膳ハすゝめたまひしなり、されハ其後百姓町人を代

官所へめされてもてなし玉へるも、大抵ハ前に同

し、只時服賜しを米にかへられしまてなり、斯りし

か八年々めして逢せらるへき事なるに、寒き時

老人をはるくめして逢せらるゝハ御心なきこ

となりとおほしめし、以後ハ就てたまはるへしとて、

其後ハ諸士にハ其頭をもて玉はり、百姓にハ村長

のものをして其家々について玉ひし事にハなり

ぬ、初ハ冬召出されたりしか、あした夕をはかり

かたき老なれハ、若も其年死して賜にもるゝ

ものあらんかとの浅からぬ御沙汰にて、春はやく

賜はることにハなりし也、

○御父重定公、金剛流の仕形御稽古ましくて、

重き習事みな伝受し極たまひしほとなるより、

諸御芸事の内能ほとすかせ玉ふハあらず、公ハ

元より御稽古の浅きよりおのつからすかせ玉ふと

いふ場に至らせ玉はさりしかハ、始ハいつの御能

御囃子にも御ミつからの御仕形なといふ事ハ

なかりしなり、或時思しめしつかせ玉ひし、斯まで

すかせ玉ひしことなから、公の御きらひにてまし

ますとならハ、御心のまゝになし、にくゝもあらせ給ふ

へし、南山

南山館ハ重定公御隠殿の御号、詩経に如南山  
之寿不騫不崩とあるに、義を取て名つけられしなり

の

御寿不騫不崩とハいへとも、御余年の御楽只此能に

しくハあらせ玉はす、公其御相手をなしまひ

らせ玉は、殊に御心のまゝにて御楽もまさりたま

はんとて、其後ハ能にも囃子にもいつも御みつから

御仕形なされし、されハ御能の度こと、先御ミつから

稽古し玉ひ、なを其上を重定公にみせまひらせられ、

そこく御直しうけ玉ひしも、亦深き御含のありし

なるへし、

○公江戸に在せし時の事なり、金剛三郎か年寄て



其芸の上達せるを御覽して思召つかせ玉ひし、

父上隠居まし／＼てより今安永七年まで十二

年なり、其十二年の間にハおのつから御芸も上達

ましませハ、三郎か老て上達せる芸をも、見たま

はまゝおほすへし、此節三郎を下して御慰に

成しまひらせたらんハ、何の御樂か是に過させ

たまはん、門弟二三人もつれ下れとの御頼にて、御

国もとの赤湯湯治の願にて下して御慰になし

たまへり、  
八月初に下り十月  
はじめに帰れり、

○離れ舞台ハ御本丸にありて足らせたまへとも、

御留守年など御取開の苦惱なるより、時々の御能

も御心にまかせたまふましき事をおほしめし、

天明二年御隠殿御構の内へ新に離舞台を建

進られし、

○重定公御隠殿の御庭に築山遣水の御もふ

けありなから、御構の広けれハ、猶も御手を籠

られたくおほせとも、重き御儉約中、斯る御慰

に物費したまはん事の御遠慮に思しめせしゝも、

亦有かたき思しめしとそ、此事公きこしめし、

御老年の御なくさみ何か是に過へき、何の御遠

慮にか及はせたまはん、おほしめしのまゝにつき

たまへとて、数多の人足進られしかハ、御心のまゝに

築たまひし、

○いつの事なりしか、其年ハわすれぬ、江戸に在せし

時の事なり、公御国に在すれハ、度々御招請進

られ御なくさめも進らるへきに、御留守年にハ

さそ御徒然にも在せらるへし、駿河殿

御末家駿河  
守勝承公、

下りの上ハ、定て時折ふしの招請ハ有へけれど、

不如意の駿河殿なれハ、不時の御なくさめと

いふまでにハ中々用人の取量むつかしからん、

定れる招請のとき事々しきもてなしにてハ、

度々の御入も御いたみ思しめさん、軽きもふけに

さしかけて御案内申上、花の日、月の夕、夏の御

涼ミ、冬の御つれづれを御なくさめ申上らるゝため、

内々にて駿河殿へ御手当申せ、扱我等斯心遣せし

など大殿様の御聴に達しなハ、是も亦御氣遣ハ

しく思しめす道なれハ、かならず是式御手当申

せし事の露頭せぬやうに能取量へと、能々河野

駿河殿様御用人

四郎左衛門、

に申含て、其相応の御手当申せと

のたませしかハ、思召のしかくを四郎左衛門へいひ

含て御手当の金子わたせし、

○予か書る此文に処々我名を出せること、何と

やらん、我を飾るに似て人の下墨もやと恐るれと

知らさるハせんかたもなし、知るをもらさんも亦

恐れて余りあれハ、爰にことわりはへる、公御隠居

なされし後のことなり、御事も繁からねハ、なを

さら常々御孝養の事にのみ御心を尽し玉ひ

しより、能囃子或御仕舞尽しなとにハ、いつも

数番の御相手なされし、或時予を召れし時の

御意に、扱近来ハ隙のなき事なり、近頃の御囃

子かすめハ、又来る何日の御仕舞尽し自分か勤る

番数の多きに、直丸殿か勤やる番数も亦多し、

自分か勤るのと直丸殿か勤やるのと取合たる

数十番を覚んとすれハ扱々隙のなきものなり、

しかし是式なくさミかてらのつとめもて、孝

行ともいはれねと、此御相手に慰め奉れハ、さし

ての不孝ともおほし上られましきか、是全く幼

年の時教てくれし小兵衛

御幼年の時の御小姓黒金  
仕舞謡など教奉りし、

か庇

なりとおもへハ、今更別て忝おほゆるそとのたまは

せたるハ、誠に有かたき御意なりし、されハ恐多くハ

存奉りなから、此時予か御答に、彼か庇と思し

つかせ玉ふこと、彼か身に取て本懐の至なり、斯迄

おほしつかせ玉は、なとて疾召て御謝詞ハのたま

はせぬ賜ハ下したまはさる、賞不踰時とはへるも



人命の定なきゆへなるへし、やかて謝せんとおほしめす

間に、其事の空しきに至らハ、悔ませ給ふ共、返るへ

からすと申上たりしかハ諫にしたかハせ玉ふ事

流るゝかことく、扱こそよふハ申たり、疾よんで謝す

へしとの御意なりし、予其夜ハ降旗左司馬か

処へ招かれたれハ、御殿より直にまかりぬ、相客も

多くあり、其饗応半ならん頃、差かゝる御用

あり、御殿遅く退しとのいひわけにて、山岸六助

御手水番  
御役、

か来りて、予か側に座せり、一通りの会

釈すみ、予か耳に口押あてゝ、黒金ハ本望の事也、

彼を召せしゆへおそなはれりといふにそ、其時

さこそともいはれねハ、何等の事そと知らぬ顔に

問たりしに、六助か答へて、小兵衛を呼出せ羽織を出

しをけとの御意下り、しかくの御話あり、早く

謝すものと九郎兵衛か教へし故との御意なるに、

知らぬ顔の面にくきと答へし、されハ予かたまさか

の心付申上たりしを、其ありのまゝに書記す事、

聖慮に対し奉り憚る所あり、又小兵衛か聞たら

んに亦いかゝ敷所あれと芻蕘の言をも疎にし

たまはさる、御徳又彼か教しとのたまはせし

御心の空しき御孝宣のたふときと、彼か庇と

おほしつかせしの浅からぬ一事に、四の御美德の

箆れるを、己か徳をのみかへりみてもらし隠さん

の恐あれハ、爰にことはりてありのまゝを記しぬ、

○御先君御代々孝子御賞誉なされし事は

其数挙て算ふへからすといへとも、公の御在位

纒十九年の間、孝子或奇特のもの賞誉したま

へること凡八十五人、孝子不匱永賜爾類とか、公の

孝子にてましませハ、其事に御世話の厚きより、

其人も亦斯ハ多かりしにや、

○何かれの御慎常々の事ハ記にいとまあらず、其

内一二事を挙ていはゞ、御裁許ありて死刑行るゝ

日ハいふにや及へき、大抵輕き御裁許にても行

るゝ其日ハ、御飯もひかへて常よりハ不足にきこし

めし、御菜物の内も好味ならぬをゑりて、夫さへ

少しつゝきこしめせしなり、天明四年四月ハ江戸

御参府の年なるか、前年奥羽一統の凶作にて、

御国の人民も既危かりしほとなりしか、公御

寢食を安んし玉はず、其御手当の行届しほ

とに民命も全かりしなり、此御手当の事、下に

出せハ爰に略せるなり、斯りしほとなるゆへ、御国民

の危急を余所にして参府したまはん事忍ハせ

たまはず、参府御延引の思しめしありなから、是か

ためとの御願あらんも人かましとの御恭遜あり、

又人にぬきんせし事ハなしたまふましき事とて、

朝廷をあさむかせたまふ御恐ハ余りありといへ

とも、去年よりの御脚痛猶又発りて長途の

御乗輿御むつかしきとの御唱にて、一先御参

府御延引あり、扱御手当も行届民命全きに

至りて、十月はしめに御国もと立せ玉ひて参

府し玉ひしなり、斯御脚痛と称せられたれハ

纒二丁にも足らぬ間なから、重定公の御隠殿へ

朝夕し玉ふにも、いつも御乗輿なされしなり、

○幸姫君の御事ハ、御縁台として公にさひあひ

し玉へる正室にてましくけるか、御虚弱の御病

身にて、終御枕を共にし玉ふことの叶はせたま

はさりしほとなれハ、御在府の年々御相手の

なきをいたませ玉ひ、江戸の御奥に御妾をつか

はせたまへと、幾たひか幸姫君より強て願はせ

玉ひしに、江戸には幸姫君在せり、国にハ於琴の方

あり、家中江戸詰の諸士誰か妻を供して勤るものゝ

あるとのたまはせて、切の御願にも終ゆるし玉

はさりし、

○大俵行るゝにつき、御在位中にも三時の御膳御奥



にてきこしめせしなり、公上面に座し玉ひ、世子

顕孝公隅かけて御側に座し玉ひ、引下つて下

に於琴の方侍座し玉へり、顕孝公御幼年の事

なれハ、於琴の御方へ、塩梅ハ辛きを御好にてもや

との玉はせけるに、於琴の御方御答に、さして

辛甘の好悪ハなく侍れと、甘にくらへて辛きかたハ

たへよき様におほえ侍るとありしに、又公へ向は

せられ、御前にハ甘きを御すきかと存上奉ると

御伺ありしに、公答ひましくて、いや何としたる

事にや、膳部人の拵て出せるハいつも塩梅よくお

ほえはへるとの玉はせし、

○天明三年三月の事なり、世子顕孝公の御室に

松平土佐守豊雍の御娘采姫君を御縁約あり、始て

土州御招請の時、表御座敷御祝の御饗応も既に

闌に及たれハ、追付御勝手御座敷に移らせ玉ふ

へし、御勝手御饗応の物数いかゞ滞もなきやと

御膳番の蓼沼友四郎、御膳部の番将を呼て

尋けるより、夫々御献立に向ひてしらへたれハ、

御勝手御座付のはしめに供しまいらする御餅

菓子御用意落に成たり、御台所役人の申出に

御献立表をもて御菓子屋へ申付へきを、何としたる

事にや、取まきれて申付されハ、御台所の不調法

にとゝまると云、御膳部の申出に縦令御台所の

間違あれハとて、御献立表ハ全御膳部の大事

なれハ、疾に其しらへにも及へきを、斯までの間違  
に至らせしハ、畢竟の所ハ御膳部の不調法に止る

と云、此時友四郎差図して、差懸り今と云、

今不調法の申出ハ先くよすへし、早々多人数を

出し、近町の菓子屋ともへ触渡し、餅菓子の品々

取上よ、其内を撰はゝ其相応なるもあるへしと、

爰におひて数人を出して呼しかハ、各ありあふ

餅菓子持て数軒の菓子屋馳集る、しかれとも

御念に御念入られて、其品珍しき菓子組な

れハ

安永十年三月、御老中招請し玉ひし  
時の菓子組をもて御下知の菓子組なり、

元より出合の菓

子にあるへきにもあらず、止事なくして彼と是と

を取合せたれハ、品こそあしけれ先ハ可なりにも

御間のかけぬ事にハなりぬ、斯りしまゝに友四郎

そつと公を御呼立参らせ、しかくの間違あり、

差懸り止事なけれハ是々の品を組合せてと

言上せしに、其菓子組書立をつらく見玉ひて、

扱もくゝ玄人ともものする事ハ各別の物なり、前に

差凶せし菓子組にくらへてハ又雲泥懸隔ケンカクに

よきなりと、ひたすらに誉たまひしほとに、夫々

より不調法を訟たれとも、御呵にも及はず済し、

○天明六年九月八日、將軍家治公御他界あつて、御

院号を俊明院殿と称たてまつる、されハ公月の八日

くゝにハ終日精進の御膳まひらすへきよし、其砌

仰出し置れしに、或八日朝御膳に魚の御料理して

進奉りし、御大儉中御奥にてきこしめす御膳

ゆへ、御膳番の量なく女中の給仕なりしより、何の

心なく進参らせたりしに、凡の事久しくふりにし

事ハ間違ふこともなきものなるに、近きころの

事にハ間違ふ事のある事、誰々ものかれぬ常

なり、けふハ俊明院様の御忌日なれハ精進に致さ

せよ、扱今朝ハ何としたる事にや、いまた食気なし、

殊に仕懸りの書事あるを、半に筆置て入たれハ、

書事終へてくはんこそ仕合なり、遅きハ苦し

からす、逆もゆるくとせさせよとの御意にて、御

表へ出させ玉ひしなり、去れハけふの御膳部役ハ

白井源蔵といへるものなり、斯る大なる誤ゆへ、只々

恐入のミ、かほとの不調法これある身の御膳の

包丁恐入なり、疾同役へ相譲、扱支配頭へ訴御

裁許を待へしと当番の御膳番へ断たり、御膳

番差図して、御膳遅引せん事ハ恐多し、差



扣の申出ハ御膳後の沙汰なり、先く急て御膳

図をなすへしとて、精進御料理に取かゝりぬ、斯り

しまゝに多人数取懸り漸く御膳も調けれハ、公

御膳に向はせられ御快くきこしめし、玄人の

する業ハ各別なるものなり、今の間仕出したるハ

玄人ならねハ叶はぬ事なり、殊塩梅のよきにハ

驚入との御賞誉度々にて、常ハ御飯も二膳にか

きりてきこしめせしか、今朝ハ三椀きこしめせ

しなり、されハ源蔵ハ支配頭へ訟ふへきに、極て差懸る事ゆへ差扣の事断けるより、御膳番しかく

のこと言上しけれハ、則御膳に向はせ玉ひし時のことくの御賞誉なりしかハ、御膳番感涙して

白井の訟をとめし、

○予隠居の風流にまかせて、居屋敷のくまくより

下屋敷までに百草の種まき、水灌なんとにたの

しみ、其か初摘をたてまつる事を常とせり、或年

煙草も相応に出たりけれハ、手作の小柳

館山村の煙  
草を小柳と

いひて、御国の名産なれハ  
戯に其名をかりしなり、  
なんと書付て、是をも添てた

てまつりし事あり、其後の御意に過し頃の種々

満足せり、其か中に煙草ハ殊に口にかなへり、またも

あらハ猷れとのたまはせぬ、故を伺まひらするに、

汝か知ことく煙草ハ柔和なるを好むに、何としたる

事にや、近来ハ次第くにつよむきを出すゆへ、たと

へハ三服のまんを一服のミ、五服のまんをやうくこらへて

二服ものんて居りしなり、されハ取替てといはん

とすれハ、又考るに、よきをくくの心遣なるへきを、

あしくといはんハ氣の毒なりと、つとめこらへて

のんて居たりしに、汝か手作の柔和なれハ、斯ハ

このむとの玉はせしかハ、御請申て退ぬ、扱御煙草

司るものゝ、斯まで有かたきおほしめしを知参

らせさらんことの氣の毒なるより、御次へ退て、

御意のしかくかたりしに、御煙草の量ハ御数

寄屋御茶道の役なり、御数寄屋頭竹津長有

か答に、誠に恐入し事なり、やはらかむき用たま

へりをハ知なから、つよむきによき煙草あり、やは

らかむきによき煙草なけれハ、少しつよきなるを

たてまつりしに、あしきとの御意もなし、然らハ

近来ハつよきにもなれ玉ひしとよろこひて、

次にハ夫より少しつよき、亦其次にハ又夫より

つよき、漸々次第くにつよきかたを奉りしに、

遂つよしともあしゝとも御意下らねハ、されハこそ

つよむきになれ玉へりと嬉しきより、後ハ常と

して匂あるつよき煙草を奉りし事なり、然るに

つとめこらへて召上られしとハ恐るゝにあまり

ありとそいへりし、されハ約し参らせし事なれハ、

九郎兵衛ハあるかきり二十連

繩にはさミたる  
まゝを連といふ

あまりを

献りける、ことしハ作毛あしきとて、酒停止の年

なりけるか、御膳番尾形弥捨うけ玉はりにて

煙草の御謝礼として御酒たまはる所なり、然し

なから、此御酒都合一度に御渡ハ叶はず、日に三

升つゝならハ日々御台所より請取て当年中は

呑へしと、御台所と書付せる酒の通帳にて

玉はりしなり、斯る恭遜のおほしめしの内に、

又斯る有かたき御戯もありし、

○正月十一日御規式に、御旗の餅、御武具の餅御祝有、

其御膳に功の者人切れと祝ふて香物一切の附

事なり、此日御膳に向はせ玉ふに、此一器のなかり  
けれハ、けふの事にてありしか覺束なし、香物一切  
つく事ありしとの玉はせけれハ、御膳番驚き

はせ入て、御膳部の番将に告ぬ、念に念を入れても

間違の出る事ハいかゝのものにや、取揃て御膳台

の上に置しを取落して上たり、差懸る御規

式何かハ不調法申出の沙汰に及へき、先々もち出

御膳につけて御祝ハすみぬ、されハ御膳番尾



形弥捻、御膳部番将羽鳥藤次郎か僂忽に

極まりけれハ、弥捻御小姓頭香坂右仲までしかくの

不調法申出、其下知を待ける所に、御小姓衆をもて

弥捻へ一首の御和歌を下し玉はりぬ、押いたゞき

拝吟すれハ、

治れる御代のためしハひときれのかふのもの

さへわすられにけり、となん有かたき御歌たま

はりけれハ、猶も目出たき御規式とハなりぬ、

○常々の御物語に、献上ものハ、軽きに却てしほら

しき誠あり、下々同士くゝの贈物も斯あるへし、

能品致来の満足ならぬにハあらねとも、善尽し

美を尽せる品を贈られてハ、其心遣のいたミ入、

又相応の挨拶もかなとおもふより、常々苦にし

心にかけて安からず、譬釣魚の二三も持来り、

或茶園の品摘来りて、手作りの品といひ、きのふ

釣得たりといひて贈れるにハ、実も其人のしん

実おもひやられてしほらし、斯る品とて挨拶

の如在をすへきハはあらされとも、苦にし心にかゝる

程にもあらされハ、心におひて安きなり、然るに

能品事々敷取飾て贈れるハ、上を敬せる誠

より其心を尽せるに相違もなければ、其心

遣ハ却て痛入て安からぬなり、凡の人情おもふ

まゝなるにハ、心残らす心まかせぬに残念のたへぬ

ものなり、されハ能品取揃て贈らるハ、元より

己かおもふまゝの贈物なるより、おのつから残す所

なしといふ心より、又もくとおもふ心の誠を失ふ

なり、心にまかせぬ微少の贈物せるハ、其微少なるの

残念より、又もく贈たきといふ心わすられず、其

人の誠も弥益に進そかしとのたまひし、

○江戸上御屋敷御座の間御庭の広かりけれハ、萩多く

村々に植置玉ひ、花の盛になれハ、御家老より足輕

中間 御国にてハ夫方 又もこの輩に至る迄、一ヶ年の氣  
と唱ふるもの

つめをおほしめしやらせ給ひ、萩見の宴をなさ

しめたまふ、御庭の彼所是所に薄縁しき、其所々

に酒肴、或煙草の火なともふけおかれしほと

なれハ、詩を作り歌をよみあるいハ、発句なとたのし

むあれハ、酔てうたひ舞ふもあり、花を手折て

かさせるあれハ、耳を引て酒をすゝむるもありて、

其興いふもさらなり、されハ貴賤残らぬ花見

なれは、其相応の並方を組合て、花の咲そめし

より、うつろひちるまでの花見なりしハ、たのし  
かりし事なり、諸士の花見の宴にハ、折々障子  
押あけてのそませられ、興にのそんてハ御座をも  
設られ、御ミつからの御詩歌をもみせ玉ひ、下々  
の花見にハ折ふし御障子を細めてたのしみ玉ふ  
御よそひ、亦筆の及へきにあらず、

○三御丸御隠殿御庭にさくら木多々あり、花の  
盛にハ御父重定公をはしめまひらせ、御方々へ

花の宴すゝめ玉ひ、残る日にハ宮つかひし奉る者

残りなく前宮つかひして、今異役にあるもの元

つかひまひらせて、隠居せるもの又ハ今みやつかひ

せるものゝ老たる父などあるをハ、少しき御馴染

のゆかりもて召て、さくらかりなさしめ玉へり、

又三月三日にハ御自御庭の曲水に臨ませ玉ひ、

詩文にたつさはりて、御相手をもせりものにハ、

曲水の御宴に侍らしめ玉へる事なり、桜かりに

所々打むれたる手まつさへきる曲水の風流なる、

皆筆にハ及ひかたくなん、

○御国におはせし時ハ、折々鷹野或鳥打など

御野遊の事もあれと、江戸にてハ御慰の事

なく、只御座の間に和漢の文を友とし玉ふのみ

なり、公さへ斯る御事なれハ、つかへ奉るものゝ所々

遊覧に気をはらし、心をなくさむるをハ、心なき

事にこそおほすへきか人情の常なるに、梅もひらき



ぬらん、梅屋鋪こそかほらん、桜ハさきぬ、上野飛

鳥山も群集すへし、桃は桃園、牡丹ハ西か原、藤に

は大森亀井戸、菊ハすかも、紅葉ハ海晏寺、海

にハ小舟に棹させるはせ釣の風流、登楼の宴に

月の出のなかめもめつらかならん、彼ハ近頃出て

きこえしたれくハ、久しく外出の届もきかす、時

に後れていたつらならんハ惜き事なれ、けふの

天氣にハたのしからん、あすこそ花ハ盛ならん、

いさつれたち出よと、春夏秋冬其折ふしの

遊にハ当たるとのゐをもくりかへ、暇玉はりて心広き

たのしみなり、只夫のミか、けふ到来の此提重ハあす

の酒迎に遣すなど、おもひもよらぬたまものもあ

りしなり、かゝる事にてありしほとに、おのく公の

御つれくをいたみ参らせ、爰の花かしこの月と

度々御野遊の事をすゝめ参らするに、何れもか

帰りて物語こそ見るにまさりておほゆるとの御

事にて、御野遊の御沙汰もなし、され八年寄衆

気の毒におもひ、人情に貴賤のかはりあるへからず、

御氣つまりもいたはし、且ハ御養生の為なれハとて、

予をして挙てひたすらに御野遊の事を願ひ

奉りしに、年寄共の申聞こそ忝おもふなり、いか様

出るにてあるへし、能申せとのミの給はせて何時

何方へとの御沙汰もなけれハ、いかさまとのミにて出

玉はすハ、年寄共の願もいたつらなるへし、ありの

まゝの思召をうかゝはまほしと重て伺まひらす

るに、是ハそちへの物語なり、二本道具立ての歴

遊をたのしきものとおもふか、去らハ微行とお

もへハ何そ事あり時申訳もなし、然らは市朝ハ常

の行列、野外に至て供を前後へちらして近習

はかりを召連んに、先立のものをハゆるすまし、

長刀なしにもやるまし、扱花を見、月をなかめて

たのしからぬにハなけれども、下戸の浅ましきハ

酒興に余計の樂もなし、弁当くふて其後ハ只

何れもか酒盛をみるのミ、屋鋪へ遥ならんはやく

帰りの供触とおもへハ、例の御頭

予か御小姓頭御役なる  
ゆへ、御近習各御頭くと

いふより、予をさして  
御頭とめし玉ふなり、

なとか盃かゝへての佳境、中く供触

の沙汰にも及かたく、たまさか近習の酒も闌に

供触の事いひ出ても、また末々のもの賄かすます、

さけかまた行わたらぬなんとゝいへハ、事もなく只

柱により煙草のむまで、実をいへハ此退屈も少しハ

あり、扱歩行のあるきを養生とハ申せとも、往還

二里三里の歩行下々の上にハ養生にもなるへし、

あるきなれぬ希の歩行其つかれのあらんのみ、

され八月に五七度つゝも出たらハ、其気力もおのつ

から相応して養生にもなるへし、されハとて荒てすさん

度々の野遊ならハ、供廻の太儀、且ハ遊に流るゝの

名も汚さん、木太刀を取、馬に乗なんと其相応に

身をつかへハ、させる気遣もあるへからす、然れとも

何れもか夫ほとに申を、一円に承引せぬといふも

いかゝし、左あらハ一の願あり、是迄とても度く

乗てたのしめとも、小馬場ハ短し、表の馬場にて

乗事ゆへ供廻も其定あり、厩方にも夫々の役人

詰、或詰人又ハ警固なんと人多く出るものゆへ、す

ける馬なれハとて度々ものられず、言出んとして

止る事も多くあり、馬場の東へ常ハ開置、のらん時

引廻し立ふさく様なる板屏をほしく、元より三方ハ

人の見入るゝ事もなし、板屏を引廻さハやはり内

庭も同然、乗んとおもふ時好の馬一二疋も牽入

させ、庭口より近習のものはかりつれ出てのる

ならハ、人々の太義をもはふき、朝にても晩にても

乗んとおもふ時乗らるへく、是にまさる樂もある

ましく、是にまさりて身をつかふ術もあるへからす

とのたまハせぬ、此よし具に達せしかハ、年寄衆

大によろこひ即時に作事奉行へ達せしに、不日に



出かし申さんと請て退ぬ、扱其日にてありしや、

翌日にてや有けん、予を召ての御意につらく

考るに、板屏の好ハあやまりしそかし、扱入料ハ

何ほとゝ聞しと問はせ玉ひしかハ、耳にふれしを

隠し奉るへきにもあらず、板屏ハ纔三四両とても、

此序に馬場へ砂敷わたしてまひらせんなと聞え

しと答まひらすれハ、扱こそ弥あやまりしなり、

百金の費を中人十家の産として止たまひたる、

文帝のむかしはいかゝおもふ、況年来家中の半

知取上置しけふの上に、三四両の金とても慰事に

は費すましき事にてハ有ましきやとのたま

はせたるの有かたけれハ、其由申して板屏の作

事ハやみになりぬ、

○人の病をいたましミおほしめし、御手当の下る事

ハ挙てかそへかたし、其二三事を挙て其余ハ推て

知へし、何年の頃にや、御手水番坂次郎右衛門勤仕

断る程にハあらねとも、何とか色さめ気鬱して

虚勞の症にも成なんかと見へし程の事あり、

是等の病の、旅出に気をなくさめて快氣を得

る事其ためし多くあり、此事をおほしめし

けん、最上

羽州村  
山郡

の高湯へ湯治せよとの御内意

下り、願書出し、御列のことく三回二十一日の御暇に

て湯治せしに、纔の日数ながら果して旅中

より氣力すゝみ全快を得て帰りし、

御家中の諸士  
私の旅出叶

はぬ事なから、最上の高湯三回の御暇ハむかしより其例も多々あれハ、人々高湯湯治の申立にて、高湯にハ纒一二夜も逗留し、余の日数もて出羽の熱海象潟、奥州仙台の松嶋なんと見物する事なり、是元より上を欺き奉るふ届の事なから、むかしより御宥恕の思召も有けらし、帰湯の上松嶋絶景のふけりも人とかめす、おほやけにも御記なき程の事になりきたれり、されハ所々歴遊せよとこそたまはね、畢竟の処ハ夫かためのおほしめし成けるとそ、

又安永四年の事なり、予兼て壮健の

生なから頭痛に泥事他に越たり、此事有かたくも

御憂おほしめし、山上白峯の高湯の頭痛にしるし

あること人々の唱ふる処、又其験も多し、其方そちハ不

如意、中々自力にてむつかしからん、手伝ふてやる、

湯治せよとの御事にて、小判など玉はりて湯治せ

し事あり、斯る有かたき湯治なれハ、昼となく夜と

なくひた入にあまたたひ浴して、湯瀧に頭をうた

せしかとも、其後折々はけしき頭痛の発しハ

殊にはけしき病ひなるかきくときかぬとの人にも

よるか、又湯気に酒気を勝しめしゆへなるか、恐て

恐へき事になん、然とも今年天明九年まで指を

折て十五年なるに、三四年來ハ希に発る事

ありなから曾て深き泥もなし、おもへハ湯治のしる

しなるか、老にハ病の漸々に薄らくか、抑君徳に

浴せししるしなるへし、又天明八年夏の事なり、

御小姓夏井孝摩軽からす病んで床につけり、

従来の貧家にして寝間といへとも土間なり、  
に家

寝せず板しかす、ぬかわら敷て、其上に畳  
敷たるを、土間とも土座ともいふなり  
此事きこし

めし、大病人の土間にふす、必湿気の襲ひ浸さんか

との御いたはりにて、病中急に作事玉はり、寝間

に板敷かせ下し給ひし、又去春予か頭瘟病にて、

既黄泉の客とも成へかりしを、時しも御父重定

公の御病中御看病に御暇なかりし内、医を

つけ人參給ひ、朝夕の飯さへ公の御膳下給はりて、

今斯筆執て此書かき終る、

去々年書はしめ、  
今又継て書ハなり

本復

を得たりしハ有かたく、たふとしといはんか、身に  
取てハ只おそろしみおもふのミ、

○父母のため江戸詰のもの御国もとへ看病御

暇給る事、御父重定公御代明和三年の事なり、

桜田御屋鋪の将神保作兵衛、其父道喜か病氣に

つき、願の上御暇給りしか其はしめなり、然とも

江戸詰の事ハ我に代りて跡を塞へき余計の人

少く、亦家を離れてハ君につかふるの義を取事

臣の常なれハ、縦令其父母の病ひ軽からすとも

左のみ危程にも告こさぬより、看病御暇願ふに

至らさるも亦あり、安永九年七月の事なり、御膳



番蓼沼友四郎御供して江戸にあり、父平太か

軽からぬ病と告来りしに、折もこそあれ、友四郎も

病氣にて勤仕不参の時なり、殊此節流行の病

にて御近習おのゝたをれて大半の不参なりし

程に、看病御暇願かたく、只案しわつらひ心をいた

ましむるのミ、此節子を召ての御意に、平太か病氣

軽からぬよし、父子互に国を隔ての病、たれくも

同じ心におもふへし、殊に友四郎か孝子なる其心

押はかられて不便なり、常ならハ看病願も申

出へきに、其身の不參中、殊にハ近習大半の不參、此

節願はんハ義におひて成かたからん、跡ハ何とか

間も合へし、手元の不自由ハ苦しからず、上より

暇やらんに何かある、其身の病氣たにさせる事

なくハ、早々暇やりて看病させよとの御事なれハ、

早速同役平賀周蔵をもて御暇たまはるよしを

達せしかハ、病をおかし夜を日につきてはせ

下りぬ、江戸御家老ハ四年詰交替の例なり、広居

図書忠起ハ其人其任にたへたれハとて、安永五年

七月つゝひて又二年詰の御差留あり、此時予を

召ての御意に、図書か永つめ母子互に見まほし

からん情おもひやられたり、老ぬれハさらぬ別の

ありときけハ、いよ／＼みまくほしき君哉とよみ

し古歌も、即彼等か母子のけふならめと、いとゝ不便

におもふなり、彼の事ハ重職殊に同役もなし、

然とも供家老本庄か詰合たれハ、江戸の事ハさせる

間欠もあらしとの御事にて、三十余日母子対面

の御暇賜りぬ、又安永七年六月の事なり、蓼沼友

四郎此時も御供して江戸にあり、去月末母死去

のよし告来り忌断に引籠れり、此節の愁傷

見るに忍かたしとて、詰合の御膳番、御手水番、

御小姓、一紙連名の訴文もて、忌五十日の内御国

元へ下らせたきよし、友四郎への御暇願し事あり、

其訴文の意を爰に書写しぬ、友四郎母死去のよし

告来り、孝子の心底痛入なり、九十に近き祖母春

中よりの病氣、発足前にも心元なき程ながら、両

親揃ての取扱なれハ少しき心も安かりしに、母死し

たれハ祖母の看病、老父の身の上の心元なく、妻子

近類あれとも妻八月を重し懐胎、夫か上に幼年の

子多くあり、病身の老父か愁に沈ての心尽し、

彼は案煩へるありさま、見るにたへかたけれハ、忌

五十日の間御暇給はらハ、老父老祖母にもあひ、

且老父の手当、病祖母看病の事など、近族懇

意のものに深く頼まハ、孝子の心少しき安かるへきか、

例なき願なから、愁傷の容子朝夕見聞して

忍かたけれはと願たれハ、能もいつれもか願ひしそ、

とくく暇遣せとの御事ゆへ、願の通たるへきよし

いひわたしけれハ、即日立て馳下り、忌あかぬ内に

歸府せり、



